

一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人 日本車椅子ハンドボール連盟 (以下「JWHF」)の競技者及び役員等関係者が日頃の活動の中で社会的使命と役割を自覚し、社会的信用の維持、向上を図るとともに事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為を未然に防止し、もって本連盟に対する社会的信頼を確保する事を目的とする。

(基本方針)

第2条 JWHFは日本における日本車椅子ハンドボール競技大会を総括し代表する団体として倫理、コンプライアンスを重要な課題の一つとして認識し、車椅子ハンドボールの健全な振興・普及を図りスポーツのインテグリティを守り、活動運営に当たるものとする。

(対象者の範囲)

第3条 本規程において、規律の対象となる者は「JWHF関係者」とする。JWHF関係者は本規程に定める事項を遵守するものとする。

- (1) JWHFの理事、監事、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与。
- (2) JWHFの委員会委員。
- (3) JWHFに登録された審判員。
- (4) JWHFに登録した個人または団体。
- (5) JWHFの主催する行事に従事する者。

(行動規範)

第4条 JWHF関係者は第2条の基本方針に規定する基本方針を踏まえ、関係法令等を誠実に遵守するだけでなく、社会から求められる高いレベルの倫理観、品位を重んじつつ社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。またスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り日常生活においても公平、公正な行動を実践すること。

(禁止事項)

第5条 JWHF関係者は次の行為は行ってはならない。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント。
- (2) 個人の人権や個性・人格を尊重し、差別は行わないこと。
- (3) アンチドーピング、薬物乱用防止及びクラス分け等における不正行為。

- (4) 不適切な会計、経理処理、補助金や助成金を含む金銭の横領など。
- (5) 組織内外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為。
- (6) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うなどの行為。
- (7) 他の者が行った法令等に違反する行為を黙認しないととも、反社会勢力や団体とは一切関係しないこと。

(相談・通報)

第6条

- 1 JWHFに相談窓口を設置し暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他組織、個人的な不正行為、法令等違反行為に関する相談を受け付けることができる。

相談窓口はコンプライアンス委員会の下に置き、その事務はコンプライアンス委員長が掌握する。

- 2 相談窓口では相談者の秘密保持に配慮し、相談者の氏名、連絡先、相談内容を把握するとともに、相談者に対する不利益な取り扱いがなされないよう配慮しなければならない。
- 3 匿名での相談は受け付けないものとする。
- 4 その他相談窓口に必要な事項はコンプライアンス委員会で定める。

(コンプライアンス委員会)

第7条

- 1 委員会 JWHFはコンプライアンス委員会以下「委員会」を置く。

- 2 委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針の策定、体制、関連法規等に関する事項。
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項。
- (3) コンプライアンスに関わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (4) コンプライアンス相談窓口の運営に関する事項。
- (5) その他、コンプライアンスに関する必要な事項。

2 組織

- (1) 委員会はコンプライアンス担当理事を含む7名以内の委員で構成し理事会で選任する。
- (2) 委員会の委員長は理事会で選任する、委員長不在又は事故ある時は副委員長が務める。
- (3) 審議事項は出席した委員の過半数の出席により成立しその決議は出席委員の過半数の同意をもって決定する、可否同数の場合は議長が決する。

- (4) 監事は委員会に出席して意見を述べる事ができる。
- (5) 委員長が必要と認めた場合は委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求めその意見を聴取する。

3 開催

委員会は委員長の招集により開催する。

4 研修会

必要に応じてコンプライアンスの理解と正しい知識を付与するため研修・講習会を開催する、又不祥事予防のため常にホームページ、大会等を通じて啓蒙啓発を図る。

(法令違反発生時の対応)

第8条

1 通報窓口

JWHF関係者は第5条の法令等違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに通報窓口を通じてコンプライアンス委員会に通報しなければならない、相談(通報)窓口の連絡先をJWHFホームページ等に掲載し、周知徹底を図るものとする。

2 事実関係の調査

- (1) 委員会は通報があった時及び自ら法令違反の疑いのある行為を認識した時は直ちに事実関係を調査しなければならない。
- (2) 調査に当たっては通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなければならない。

3 調査への協力

- (1) 調査にあたり協力を求められた場合はJWHF関係者は協力しなければならない。
- (2) 委員会は調査に当たりJWHF関係者への記録媒体等の資料開示を求める事ができ開示を求められたものは開示に応じなくてはならない。

4 理事会への報告

委員会は調査の結果法令等違反行為が行われた事が確認された時は理事会、監事に報告しなければならない。

5 再発防止策

JWHFは法令等違反行為が行われた事が確認された時は原因を究明し是正措置をとるとともに、再発防止策を講じなければならない。

6 通報者の保護

JWHF関係者は通報者が相談、通報した事を理由に通報者に対して除名、解雇、取引停止、その他いかなる不利益な取り扱いをしてはならない、又通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせを行った、JWHF関係者がいた場合にはJWHFは定款、諸規定に従って処分することができる。

7 通報者への報告

JWHFは通報者に対して事実関係の調査及び是正結果について、プライバシーに配慮しつつ遅滞なく報告しなければならない。

(処分)

第9条

JWHFは法令等違反行為を行った、JWHF関係者に対して下記の処分を行う事ができる。

- (1) 「理事」「監事」について嚴重注意、譴責、勧告、その他必要に応じた処分。
- (2) 「指導者」「審判員」については嚴重注意、譴責、期限付き資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分。
- (3) JWHFに登録した個人または団体については嚴重注意、譴責、競技会への出場停止、期限付き出場停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第10条

競技又は運営に関してJWHFが登録競技者、監督・コーチ等の指導者・審判員に行った決定に対する不服については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁又はスポーツ調停手続きによって解決を図る事ができる。

附則

- 1 本規程の改廃は、コンプライアンス委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。
- 2 本規程は2017年9月11日から施行する。